

消費者委員会設置に伴う規定等の
改正について

農林物資規格調査会運営規程の一部改正新旧対照表条文

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">農林物資規格調査会運営規程</p> <p>(総則) 第1条 (略)</p> <p>(総会) 第2条 総会は、日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止について調査審議するものとする。</p> <p>2 (略) (部会の設置) 第3条 (略)</p> <p>(部会の招集等) 第4条 (略)</p> <p>(部会の議決) 第5条 (略)</p> <p>(会議) 第6条 (略)</p> <p>(議事録の保存) 第7条 (略)</p> <p>(小委員会) 第8条 (略)</p> <p>附 則 この規定は、平成21年9月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">農林物資規格調査会運営規程</p> <p>(総則) 第1条 農林物資規格調査会(以下「調査会」という。)の運営は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、農林水産省組織令(平成12年政令第253号)及び農林物資規格調査会令(平成12年政令第290号)に規定するもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>2 調査会の運営に関し、この規程に定めのない事項については、会長の定めるところによる。</p> <p>(総会) 第2条 総会は、日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止及び<u>飲食料品の品質に関する表示についてその製造業者又は販売業者が守るべき基準の制定、改正又は廃止</u>について調査審議するものとする。</p> <p>2 総会の議長は、会長とする。</p> <p>(部会の設置) 第3条 会長は、前条に掲げる事項のうち部会に付議することが適当と認めるものについて調査審議させるため、調査会に部会を置くことができる。</p> <p>(部会の招集等) 第4条 会長は、部会を招集する。</p> <p>2 部会の議長は、部会長とする。</p> <p>(部会の議決) 第5条 部会の議決は、あらかじめ会長が適当と認めたものについては、これをもって調査会の議決とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、農林物資規格調査会令第5条第6項ただし書に規定する事項については、部会は議決することができない。</p> <p>(会議) 第6条 会議(総会又は部会をいう。以下同じ。)は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議長(総会にあっては会長、部会にあっては部会長。以下同じ。)は、会議を非公開とすることができる。</p> <p>2 議長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。</p> <p>3 部会に出席して意見を述べることを希望する者は、あらかじめ農林水産省消費・安全局表示・規格課に届出をし、部会長(部会長が選任されていない場合にあっては会長)の承認を得なければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、関係行政庁の職員その他の者で議長が必要と認めた者は、会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>5 前2項の規定により会議に出席して意見を述べる者は、議長による議事の整理に従わなければならない。</p> <p>(議事録の保存) 第7条 会議の議事録は、総会にあっては会長及び会長の指名する出席委員2人以上、第5条第1項によりあらかじめ会長が調査会の議決とすることにつき適当と認めた部会にあっては部会長及び部会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名する。</p> <p>2 会議の議事録は、議長の認証を受けた上で、農林水産省 の閲覧窓口において一般の縦覧に供する。</p> <p>3 会議の議事録は、農林水産省消費・安全局表示・規格課に保存する。</p> <p>(小委員会) 第8条 会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を会長又は部会長の指名する委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。</p> <p>附 則 この規定は、平成15年7月10日から施行する。</p>

J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">J A S 規格の制定・見直しの基準</p> <p style="text-align: right;">平成 2 1 年 8 月 2 8 日 農林物資規格調査会決定</p> <p>この基準は、本調査会が J A S 規格の制定又は見直しについて審議するにあたってのガイドラインであり、本調査会がその内部規定として定めるものである。</p> <p>I (略)</p>	<p style="text-align: center;">J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準</p> <p style="text-align: right;">平成 1 7 年 8 月 2 6 日 農林物資規格調査会決定</p> <p>この基準は、本調査会が J A S 規格及び品質表示基準の制定又は見直しについて審議するにあたってのガイドラインであり、本調査会がその内部規定として定めるものである。</p> <p>I J A S 規格の制定・見直しの基準</p> <p>1 規格の性格の明確化</p> <p>規格の制定又は見直しはその性格（特色規格又は標準規格）を明確化した上で検討する。</p> <p>その際、当該製品の生産状況（製造業者数、小売販売額、品質の実態）、規格の利用実態（格付率、他法令での引用等）及び国際的な規格の動向を考慮する。</p> <p>(1) 特色規格</p> <p>製品の品質（品位、成分、性能等）、生産・流通プロセス（原材料、製法等）が、当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化しており、特色があると認められるもの。</p> <p>この場合、J A S マークに近接して表示することを推奨する特色の内容を定める。</p> <p>(2) 標準規格</p> <p>次のいずれかのもの。</p> <p>ア 原材料用に業者間で取引きされる品目で、一定の品質が期待されるなど、取引の単純公正化に資する観点から標準が必要なもの</p> <p>イ 消費者が調理等の材料とする品目で、一定の品質が期待されるなど、使用の合理化に資する観点から標準が必要なもの</p> <p>ウ 最終製品として直ちに使用・消費に供される品目で、一定の品質が期待されるものや、類似の名称の製品が存在するものなど、消費者保護の観点から名称や品質の標準が特に必要なもの</p> <p>2 規格の制定の基準</p> <p>次の場合に規格の制定を検討する。</p> <p>ア 消費者、実需者、生産者又は製造業者から強い要望があり、特色規格及び標準規格のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等政策的な必要性が認められる場合</p>

[削る。]

II その他

- 1 他法令に基づく基準等を引用している場合のこれら基準改正に伴う形式的な J A S 規格改正は、調査会部会を経ずに調査会総会で議決することができることとする。
- 2 規格の廃止、又は改正に際しては、包装資材の在庫の状況等当該規格に係る製品の生産又は製造の実態を考慮し、必要な経過措置を設けるものとする。

3 この基準は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

3 規格見直しの基準

(1) 廃止を検討するに当たっての基準

「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができない規格は廃止を検討する。

ただし、規格改正により「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができることを客観的に明示できる場合は、改正する方向で検討するものとする。

(2) 改正を検討するに当たっての基準

規格の改正は次の観点から検討を行う。

ア 消費者向けの規格

良質な製品を提供する観点（原材料の増量材的使用の制限、まがいものの防止等）及び消費者ニーズに対応した製品を提供する観点（製品の特性を踏まえ、食品添加物の使用を必要かつ最小限とする等）

イ 実需者向けの規格

性能規定化（強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入）、等級化等取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点

(3) 確認

廃止又は改正を行わない規格は、確認するものとする。

II 品質表示基準見直しの基準

1 名称規制

個別品目の名称規制については、消費者に重大な誤認が生じる等の懸念がある場合を除いて原則として廃止し、一般誤認防止ルールで対応することを検討する。

2 名称表示以外の項目

分かり易い表示ルールを実現する観点から、その必要性を個別に検討し、加工食品品質表示基準に整理統合することが可能かどうかも含めて検討する。

III その他

- 1 他法令に基づく基準等を引用している場合のこれら基準改正に伴う形式的な J A S 規格及び品表改正は、調査会部会を経ずに調査会総会で議決することができることとする。
- 2 規格及び品質表示基準の廃止、又は改正に際しては、包装資材の在庫の状況等当該規格及び品質表示基準に係る製品の生産又は製造の実態を考慮し、必要な経過措置を設けるものとする。

[新設]

JAS規格改正等により改正等の必要が生じる品質表示基準の取扱イメージ(案)

消費者庁及び消費者委員会が設立されることに伴い、品質表示基準の改正等及びその審議は、消費者庁及び消費者委員会が行うこととなります。

その中で、農林水産省は、消費者庁に対し、品質表示基準の案を添えて、その策定を要請することができます(法第19条の13第6項)。

そこで、JAS規格の改正等に合わせ、当該JAS規格に係る品目の品質表示基準の改正等を行う必要がある場合、以下のとおり取扱うことについて、消費者庁と協議していきたいと考えております。

